

# 令和8年4月より、 子ども・子育て支援金制度が はじまります



「子ども・子育て支援金制度」は、将来の社会保障の担い手でもある子どもたちを、社会全体で支えるための制度です。皆さまからの、子育て世帯への支援が少子化に歯止めをかけ、日本の未来を支えていきます。ご理解ご協力をお願いいたします。

「子ども・子育て支援金制度」は、国が少子化対策の強化として行う、こども未来戦略（令和5年12月策定）の「加速化プラン」の財源の一部として、子どもや子育て世帯を全世代で支える新しい制度です。

## 「子ども・子育て支援金」のしくみ



当組合は代行徴収を行い、国へ納付します。

## 保険料の区分

「子ども・子育て支援金」は、従来納めていただいている保険料とは区別された仕組みです。子ども・子育て世帯向けの給付のみに充てられます。

医療分

+

後期高齢者  
支援金分等

+

介護分  
(40～64歳の方)

+

子ども・子育て  
支援金分

## <令和8年度支援金額について>

対象：18歳～74歳

※18歳に達する日以降の最初の3月31日の翌日後の被保険者

当組合加入者の支援金額は、  
一般組合員世帯は一人につき「月額900円」、  
従業員組合員世帯は一人につき「月額400円」と  
なります。

一般組合員世帯	一人につき 月額900円
従業員組合員世帯	一人につき 月額400円

たとえば、50歳の夫婦と20歳の子の一般組合員世帯の場合、900円×3名＝「月額2,700円」、  
25歳単身の従業員組合員世帯の場合、400円×1名＝「月額400円」となります。

